

公安委員会 決裁資料	鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部改正	令和8年3月5日 警務課
<p>1 改正理由</p> <p>鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号。以下「条例」という。）の一部改正に伴い、手当の新設等、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>2 改正規則</p> <p>鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第9号）</p> <p>3 改正内容</p> <p>(1) 船員作業手当の新設</p> <p>船員である職員に対して日額旅費として支給していた「航海日当」を廃止し、特殊勤務手当である「船員作業手当」として支給するため、手当を新設し、支給対象職員や支給対象業務、手当の額等を規定するものである。</p> <p>(2) 遠隔地水上警戒作業手当の新設</p> <p>職員が遠隔地水上警戒作業に従事した場合に特殊勤務手当である「遠隔地水上警戒作業手当」を支給するため、手当を新設し、支給対象職員や支給対象業務、手当の額等を規定するものである。</p> <p>4 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>5 経過措置</p> <p>なし</p>		